

報告 2

令和 4 年度_固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための
事業費補助金の採択について

第 337 回理事会（2022 年 3 月 9 日）第 4 号議案にて承認された、「令和 4 年度_固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金」について、交付決定通知（5/25 付）を受理したため報告する。

1. 交付決定通知

別紙 1 のとおり

2. 補助金交付の申請額

8 0 億円（補助金上限額）

3. スケジュール

事業実施期間 : 交付決定日～令和 5 年 3 月 3 1 日

実績報告 : 令和 5 年 3 月予定

以 上

【添付資料】

別紙 1 令和 4 年度固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金交付決定通知書

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

令和4年度固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金交付決定通知書

令和4年4月15日付け広域再第2022-002号をもって申請のありました令和4年度固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和4年4月15日付け広域再第2022-002号をもって申請のありました令和4年度固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金8,000,000,000円

補助対象経費 金8,000,000,000円

補助金の額 金8,000,000,000円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 電力広域的運営推進機関は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び固定価格買取制度等における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金交付要綱（20220224財資第10号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

（2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

（3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（4）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 電力広域的運営推進機関は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

責任者：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長 能村

担当者：樋口、曾我部

電 話：03-3501-1511（内線4551）

03-3501-4031（直通）